

# 工事成績評定要領

平成28年10月

大臣官房会計課

## 目 次

	頁
第 1 (目的)	. . . 2
第 2 (評定対象工事)	
第 3 (評定の内容)	
第 4 (評定者)	
第 5 (成績評定の方法)	
第 6 (評定の時期)	. . . 3
第 7 (評定表等の契約担当官等への報告)	
第 8 (評定の結果の通知)	
第 9 (工事成績評定評価委員会の設置)	. . . 4
第 10 (説明請求等)	
第 11 (再説明請求等)	
第 12 (評定表等の自然環境整備課への報告)	
工事成績評定の流れ	. . . 5
施行委任する工事成績評定の流れ	. . . 6
工事成績評定評価委員会規則 (作成例)	別添 . . . 7
工事成績採点表	別記様式第 1 . . . 8
細目別評定点採点表	別記様式第 2 . . . 9
工事成績評定表	別記様式第 3 . . . 10
工事成績評定通知書	別記様式第 4 . . . 11
項目別評定点	別記様式第 5 . . . 12
工事成績評定結果に関する説明請求書	別記様式第 6 . . . 13
工事成績評定に係る説明書 (回答)	別記様式第 7 . . . 14
工事成績評定結果に関する再説明請求書	別記様式第 8 . . . 15
工事成績評定に係る再説明書 (回答)	別記様式第 9 . . . 16
工事成績評定表 (集計用)	別記様式第 10 . . . 17
工事成績共通利用データ	別記様式第 11 . . . 18
考査項目別運用表 (建築工事編)	別紙- 1 . . . 19
「施工プロセス」チェックリスト (建築工事編)	別紙- 2 . . . 44
考査項目別運用表 (土木工事編)	別紙- 3 . . . 47
「施工プロセス」チェックリスト (土木工事編)	別紙- 4 . . . 76
出来形及び品質のばらつきの考え方	別紙- 5 . . . 81

## 工事成績評定要領

### (目的)

第1 本要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月31日法律第18号）第6条に基づき、環境省が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることにより、請負工事の品質確保に資することを目的とする。

### (評定対象工事)

第2 評定の対象とする工事は、原則として、1件の請負金額が500万円を超える請負工事（建築、電気設備、機械設備、土木、自然環境共生、展示・内装仕上、舗装及び水環境処理工事）とする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引き込み工事等で契約担当官等（環境省所管契約事務取扱要領（平成19年6月29日付け環境会第070629004号）に規定する契約担当官等をいう。）が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

- 2 発注する請負工事が、建築一式工事と土木工事を合わせて発注する等の場合、建築一式工事の評定と土木工事の評定をそれぞれ行い、工事価格による按分で算出した評定点とする。
- 3 施行委任とする場合の本要領の対象工事は、原則として、1件の請負金額500万円を超える請負工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）とし、土木等の工事については、各都道府県が使用する工事成績評定を用い、各機関の規定に基づき運用するものとする。

### (評定の内容)

第3 工事成績の評定は、工事の施工状況及び工事目的物の品質等について行うものとする。

### (評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11に基づく工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査員」という。）及び監督を行う者（以下「監督員」という。）であり、請負工事監督検査の事務処理について（平成19年10月24日付け環境会第071024002号、環自総発第071024002号）に定める者とする。

- 2 監督員が1名の場合は、その者が主任監督員及び総括監督員がすべき評定を行うものとする。

### (成績評定の方法)

第5 成績評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとし、

評定の方法は次に掲げる事項によるものとする。

- 1 評定は別紙－1又は別紙－3「考査項目別運用表」及び別紙－2又は別紙－4「施工プロセス」チェックリスト、別記様式第1「工事成績採点表」、別記様式第2「細目別評定点採点表」により行うものとする。
  - ① 「考査項目別運用表」は、採点する判断、根拠を項目に表しチェックするものである。
  - ② 「「施工プロセス」チェックリスト」は監督員が記録し、評定者が施工時における各種考査項目を確認するための参考資料として利用するものであり、小規模な工事、工期が短い工事等においては、総括監督員との協議により、省略してもよいものとする。
  - ③ 「細目別評定点採点表」は「考査項目別運用表」より反映され、別記様式第4「工事成績評定通知書」により請負業者に評定の結果を通知する、別記様式5「別表「項目別評定点」」のもととなるものである。
- 2) 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 3) 工事監理業務を請負契約としている場合は、管理技術者との協議により評定を行うものとする。
- 2 施行委任の場合は、評定者の選定、評定結果の通知の方法等は、施行委任する各都道府県の運用方法を妨げないものとする。

(評定の時期)

第6 検査員は完成検査を実施したとき、主任監督員及び総括監督員は工事が完成（一部完成を含む。）したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表等の契約担当官等への報告)

第7 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、契約担当官等（「環境省所管契約事務取扱要領」（平成19年6月29日付け環境会発第070629004）に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に評定の結果を報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第8 契約担当官等は、当該工事の請負業者に評定の結果を別記様式第4「工事成績評定通知書」及び別記様式第5「別表「項目別評定点」」により通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第8による通知を受けた請負業者は、通知を受けた日から起算して5日（この期間には、行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、別記様式第6「工事成績評定結果に関する説明請求書」により、通知を行った契約担当官等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 契約担当官等は、前項による説明を求められたときは、速やかに別記様式第7「工事成績評定に係る説明書（回答）」により回答するものとする。

- 3 契約担当官等は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(工事成績評定評価委員会の設置)

第10 契約担当官等は、「工事成績評定評価委員会規則」を定め、これに基づき「工事成績評定評価委員会」を設置するものとする。

- 2 施行委任とする場合は、施行委任を受けた各都道府県の規定に基づく方法を運用するものとする。

(再説明請求等)

第11 第9の2の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、別記様式第8「工事成績評定結果に関する再説明請求書」により、契約担当官等を経由して大臣官房会計課長に対して、再説明を求めることができる。

- 2 契約担当官等は、「工事成績評定に係る説明書(回答)」、「工事成績評定通知書一式」、再説明を求められた根拠となる証拠及び記録書類等のコピーを「工事成績評定に関する再説明請求書」に添付し、大臣官房会計課長に提出するものとする。

- 3 大臣官房会計課長は、前項による再説明を求められたときは、大臣官房会計課に設置する有識者等による第三者機関の審議の結果を踏まえたうえで、別記様式第9「工事成績評定に係る再説明書(回答)」により契約担当官等を通じて回答するものとする。

(評定表等の自然環境整備課長への報告)

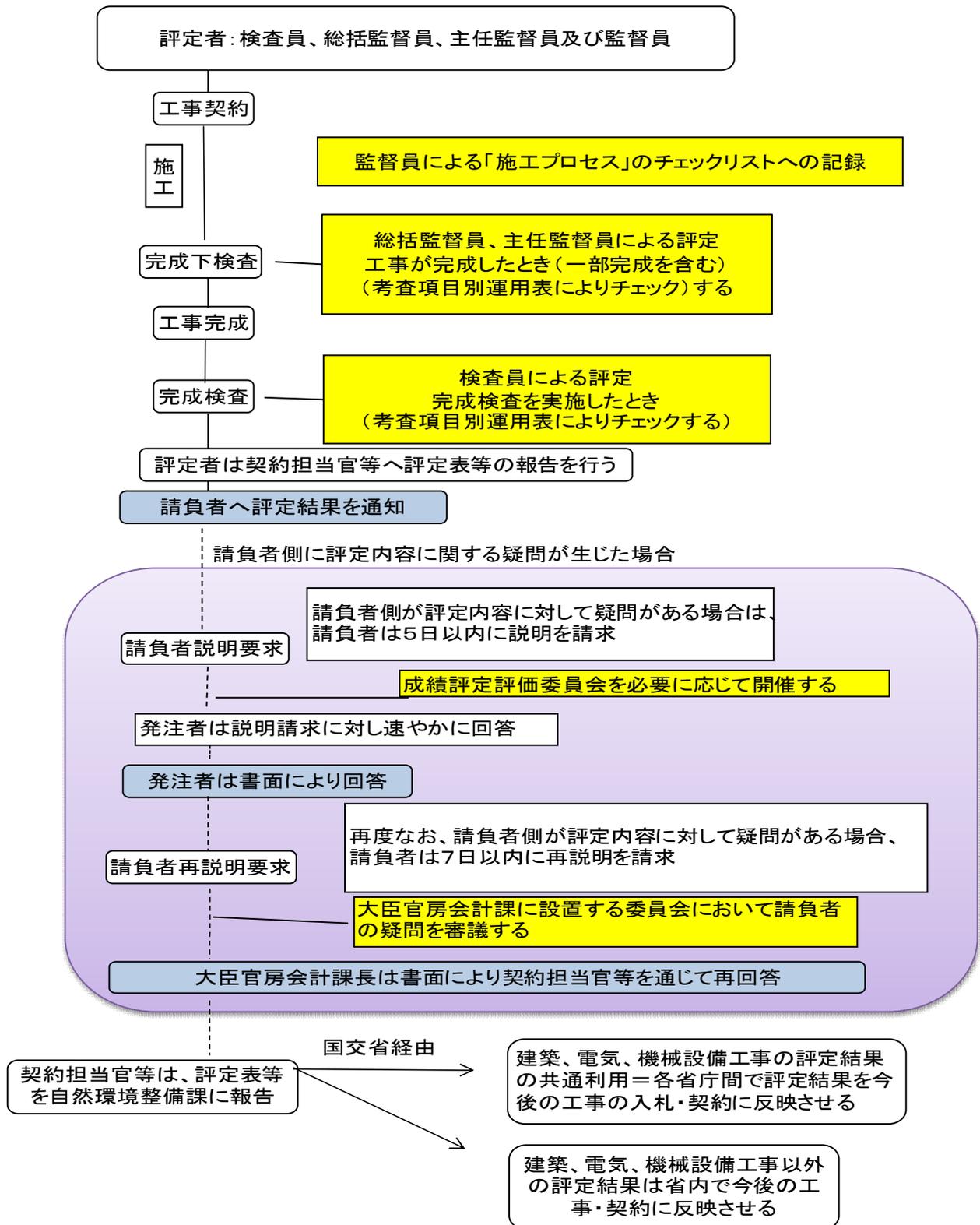
第12 契約担当官等は、第9及び第11の規定に基づく手続きの終了後、別記様式第10「工事成績評定表(集計用)」及び別記様式第11「工事成績共通利用データ」の電子データを速やかに自然環境整備課に提出するものとする。

- 2 施行委任とする場合は、施行委任を受けた各都道府県が、前項の様式に基づいた建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の評定結果の電子データを速やかに自然環境整備課に提出するものとする。

附 則

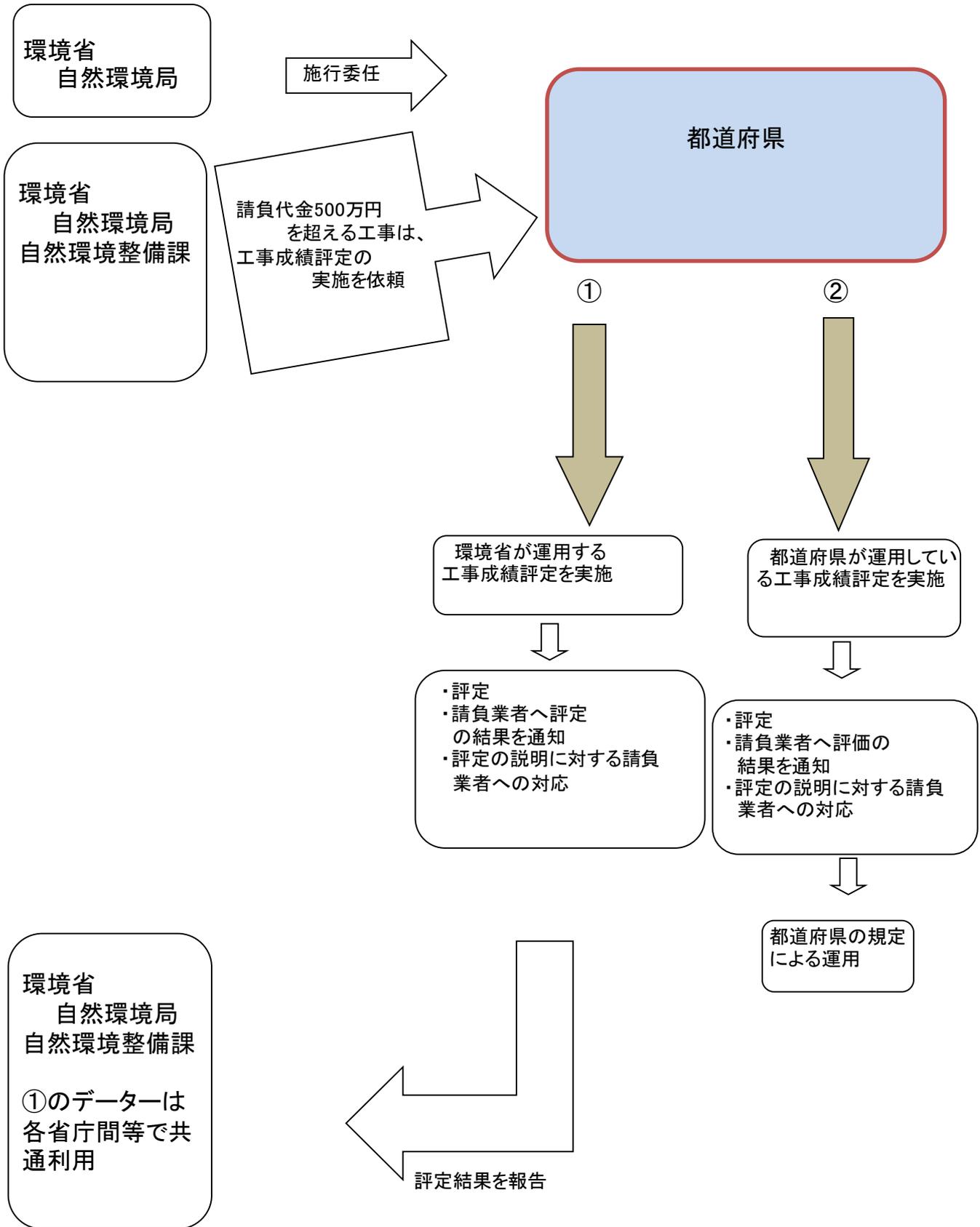
適用は平成28年 10月1日以降に発注する工事からとする。

## 工事成績評定の流れ





## 施行委任に関する工事成績評定の流れ



- ① 環境省の工事成績評定を使用  
(環境省が施行委任する工事のうち、建築工事、電気設備工事、械設備工事)
- ② 各都道府県の工事成績評定を使用  
(環境省が施行委任する工事のうち、建築工事、電気設備工事、  
機械設備工事以外)

別添

## 工事成績評定評価委員会規則（作成例）

（趣旨）

第1 本規則は、〇〇〇地方環境事務所に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

（委員会の事務）

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 委員会は、工事成績評定要領に基づき、請負者に通知した評定点について、請負者から説明を求められた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項（評定の修正を含む。）
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第3 委員会は、次の者で組織する。

- (1) 委員長（所長を想定）
  - (2) 〇〇〇〇〇（契約を担当する課長を想定）
  - (3) 〇〇〇〇〇（計画を担当する課長を想定）
  - (4) 〇〇〇〇〇（その他必要に応じて委員会を組織する）
- 2 委員長は、〇〇〇〇〇とする。
- 3 委員長は、必要に応じて当該工事の監督職員及び検査職員を委員会に出席させ意見を述べさせることができるものとする。
- 4 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集）

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催するものとする。但し、請負業者から再説明を求められた場合は、必ず委員会を開催するものとする。

- 2 請負業者から説明を求められた内容が軽微で事務的に処理できる場合は、委員長の了解のもとに処理できるものとする。

（委員会の庶務）

第5 委員会の庶務は、〇〇〇〇〇（契約担当課）が行う。

工 事 成 績 採 点 表

工事名	契約金額(最終)																								¥0																																										
請負者名	工 期												##### ~ #####				完成年月日				#####																																														
考 査 項 目	① 主任監督員						② 総括監督員						③ 検査						③ 検査						④ 検査員																																										
	氏名		a				氏名		b				氏名		s				氏名		d				氏名		c																																								
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価																												
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10	c																																																												
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10	c																																																												
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10	c									+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15	c																												
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10	c	+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15	c																																																				
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10	c	+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15	c																																																				
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5	c																																																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5	c									+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	c																												
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5	c									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	c																												
	III 出来ばえ															+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-	c																												
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)							0							0																																																				
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)		0		-		-		0																																																										
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)							+10							+7.5							+5							+2.5							0							-							-							c										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		0.0						点						0.0						点						点						点						0.0						点																							
評 定 点 (※1)		①						65.0						点						②						65.0						点						③						点						④						65.0						点					
7. 評定点計(※5)		65		点		(① 65点×0.4+② 65点×0.2+④ 65点×0.4) = 評定点計 65 点																																																													
8. 法令遵守等(※6)		0		点		法令遵守等の該当事由																																																													
9. 評 定 点 合 計 (※7)		65		点		評定点計(65点) - 7. 法令遵守等(0点) = 65点 (1回完済分 0点、2回完済分 0点、完成分 65点)																																																													
所 見 (※8)		総括 監督 主任 監督																																																																	
		検 査																																																																	

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。

各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加減点評価のみとする。

※5 既済部分(中間)検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点 ※ただし、③(既済、中間)が2回以上の場合平均値

※6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督職員又は検査員が完成検査時に行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。

※9 各考査項目ごとの採点は、別紙-1考査項目別運用表(建築工事)によるものとする。

注) 考査項目、a~e評価及び各配点、①~③の配点比率は必須事項とする。  
 監督員を1名しか任命できない場合は、1名で総括監督員及び主任監督員の評定を行うものとする。

原則として、総括監督員は主に総括的なプロセス評価を行える者、主任監督員は詳細なプロセス評価を行える者、検査員は検査職員として評価を行える者を充てるものとする。

## 細目別評定点採点表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員（既済・中間）	③検査員（既済・中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	( 0 ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点					2.9 3.3点	4.5%
	II. 配置技術者	( 0 ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点					2.9 4.1点	4.5%
2. 施工状況	I. 施工管理	( 0 ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( 0 ) × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.4 13点	14.5%
	II. 工程管理	( 0 ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	( 0 ) × 0.2 + 3.2 = 3.2 点				6.1 8.1点	9.4%
	III. 安全対策	( 0 ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	( 0 ) × 0.2 + 3.3 = 3.3 点				6.2 8.8点	9.5%
	IV. 対外関係	( 0 ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点					2.9 3.7点	4.5%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	( 0 ) × 0.4 + 2.8 = 2.8 点		( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( 0 ) × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.3 14.9点	14.3%
	II. 品質	( 0 ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( 0.0 ) × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	9.4 17.4点	14.5%
	III. 出来ばえ			( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( ) × 0.4 + 6.5 = 点	( 0 ) × 0.4 + 6.5 = 6.5 点	6.5 8.5点	10.0%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		( 0 ) × 0.2 + 3.3 = 3.3 点				3.3 7.3点	5.1%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	( 0 ) × 0.4 + 2.9 = 2.9 点					2.9 5.7点	4.5%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		( 0 ) × 0.2 + 3.2 = 3.2 点				3.2 5.2点	4.9%
7. 法令遵守等			( 0 ) × 1.0 = 0 点				0	
評定点合計							65.0 100点	

※ 既済部分（中間）検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点（既済、中間が2回以上の場合は③を平均する）。

※ 既済部分（中間）検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

## 工 事 成 績 評 定 表

作成：平成22年4月1日  
環境省 ○○地方環境事務所

完成検査			
工事名			
契約金額	当初：		最終：
工 期	当初：	から	最終：
完成年月日			
完成技術検査年月日			
完済部分検査年月日	第1回：平成 年 月 日	第2回：平成 年 月 日	第3回：平成 年 月 日
中間検査年月日	第1回：平成 年 月 日	第2回：平成 年 月 日	第3回：平成 年 月 日
請負者住所氏名			
現場代理人氏名			
主任・監理技術者氏名			
総括監督員 氏名			印
主任監督員 氏名			印
完成検査員 氏名			印
			印
			印
完済部分、検査員 氏名			印
			印
			印
既済部分、検査員 氏名			印
中間検査、検査員 氏名			印
① 主任監督員評定点	65.0		点
② 総括監督員評定点	65.0		点
③ 既済部分、中間検査員評定点	0.0		点
④ 完成検査員評定点	65.0		点
⑤ 法令遵守等	0.0		点
⑥ 総合評価技術提案不履行減点	0.0		点
⑦ 評定点合計	65.0		点

## 注

- 1) 評定点合計 既済部分、中間技術検査がなかった場合：⑥ = (①×0.4+②×0.2+④×0.4) - ⑤  
既済部分、中間技術検査があった場合：⑥ = (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) - ⑤
- 2) 既済部分、中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は既済部分、中間技術検査を合わせた平均点を記入する。
- 3) 一部完成の場合は、総括監督員、主任監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4) 主任監督員、総括監督員、検査員の評定点は小数第1位までとする。
- 5) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6) ⑤法令遵守等は、完成検査時に総括監督員が記入する。(既済・完済・中間技術検査時を除く。)



## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3点
	II. 配置技術者	／ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0点
	II. 工程管理	／ 8.1点
	III. 安全対策	／ 8.8点
	IV. 対外関係	／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9点
	II. 品質	／ 17.4点
	III. 出来ばえ	／ 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／ 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	／ 5.7点
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	／ 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)	I. 工事事務等による減点	
	II. 総合評価による減点	
評定点合計		100.0点

支出負担行為担当官  
〇〇地方環境事務所  
総務課長 宛

(請負人)

所在地

商号又は名称

代表者 氏 名 印

## 工事成績評定結果に関する説明請求書

平成 年 月 日付で通知のあった工事成績評定の結果について、疑問があるので説明を請求します。

### 記

1. 工事名 〇〇〇〇工事

2. 工事場所

3. 疑問がある評価項目・細別 評価項目

細 別

4. 説明を請求する理由

(契約の相手方)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏 名 殿

支出負担行為担当官  
〇〇地方環境事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

### 工事成績評定に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで、貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記のとおり回答いたします。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して7日(「休日」を含まない。)以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は環境省大臣官房会計課に設置する第三者機関の審議を経たうえで行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続きについての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

1. 工事名
2. 疑問に対する回答
3. 再説明請求書の送付先 (当該事務所)
4. 手続き等についての問い合わせ先 (契約担当課)



別記様式第9

〇〇〇第〇〇〇〇〇号  
平成 年 月 日

(契約の相手方)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏 名 殿

環境省大臣官房会計課長

〇 〇 〇 〇 印

### 工事成績評定に係る再説明書(回答)

平成 年 月 日付けで、貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 工事名
2. 疑問に対する回答

## 工事成績評定表(集計用)

工 事 名	0			
請 負 者 名	・建築総合 ・電気 ・機械 ・土木 ・自然環境共生 ・展示内装仕上 ・舗装 ・水環境処理			
契 約 金 額	¥0			
工 期	平成22年4月1日	~	平成22年4月1日	
完 成 年 月 日	平成22年4月1日			
主任監督員氏名	a			
総括監督員氏名	b			
検査員氏名	c			
考 査 項 目	監督職員		検査職員	
項 目	細 別	主任監督員	統括監督員	検査員
1.施工体制	I.施工体制一般	c 0.0	/	/
	II.配置技術者	c 0.0	/	/
2.施工状況	I.施工管理	c 0.0	/	c 0.0
	II.工程管理	c 0.0	c 0.0	/
	III.安全対策	c 0.0	c 0.0	/
	IV.対外関係	c 0.0	/	/
3.出来形及び 出来ばえ	I.出来形	c 0.0	/	c 0.0
	II.品質	c 0.0	/	c 0.0
	III.出来ばえ	/	/	c 0.0
4.工事特性	I.工事特性	/	0	/
5.創意工夫	I.創意工夫	0.0	/	/
6.社会性等	I.地域への貢献等	/	c 0.0	/
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		0.0	0.0	0.0
評定点(65±加減点合計)		65.0	65.0	65.0
7.評定点計			65.0	
8.法令遵守等		/	0.0	/
1.指名停止3ヶ月以上				
2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満				
3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満				
4.指名停止2週間以上1ヶ月未満				
5.文書注意				
6.口頭注意				
7.軽微な事故(不問とした)				
8.総合評価落札方式において提案を満足できなかった				
評定点合計		65.0		
所 見				

## 工事成績共通利用データ

工 事 名	0
請 負 者 名	0
契 約 金 額	¥0
建設業許可行政庁番号 (2桁)	※大臣(00)又は知事(01~47)
建設業許可番号 (6桁)	
本店所在地(都道府県)	
本店所在地 (市区町村)	※町村は郡から記入
工事発注区分	※発注者にて定める工事発注区分(種別)を記入
建設業区分	※建設業法上の工事区分(28業種)のいずれかを記入
入札種別	
落札率(%)	
工事概要	※新築、増築の場合、最低限「構造」「階数」「面積」を記入
評定点が65点未満の場合その理由	